

2015年農林業センサス 農林業経営体調査

全国の農林業の生産構造や就業構造の実態を調査し、
攻めの農林水産業の実現に向けた各種農林業施策に
必要な資料の整備を目的として、
平成27年2月1日現在で調査を実施します。

調査実施時期：

平成26年12月15日～平成27年2月28日

【農林業センサスとは】

農林業センサスは、我が国の農林業・農山村の基本構造の実態とその動向を把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成・提供することを目的に、5年ごとに行う調査です。

本調査は、以下の調査体系で実施され、農林業経営体調査は農林業の生産構造、就業構造を明らかにするため、農山村地域調査は農山村の実態を総合的に把握するために実施します。

【調査体系】

調査の種類		調査対象者	調査方法
農林業経営体調査		農林産物の生産を行う、又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者を対象に調査	調査員 オンライン
農山村 地域調査	農業集落用	全ての農業集落（ただし、全域が市街化区域に含まれる農業集落は除く）について、農業集落精通者を対象に調査	調査員
	市区町村用	全ての市区町村を対象に調査	オンライン 往復郵送

農林業経営体調査で 調査する主な項目

経営の態様、世帯の状況のほかに

○農業に関して

農業経営の特徴

経営耕地面積等

農業用機械の所有

農業労働力

農産物の生産・販売状況

農作業の委託・受託状況

○林業に関して

保有山林面積

林業労働力

育林面積等及び素材生産量

林産物の販売状況

林業作業の受託状況

調査結果の利活用

- 1 各種交付金の算定基礎資料
 - ①地方交付税の農業行政費
 - ②農業委員会の事務経費に係る交付金
 - ③農業・林業の普及事業に関する交付金
- 2 食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針である「食料・農業・農村基本計画」や、我が国の森林・林業施策の基本方針である「森林・林業基本計画」策定の際の基礎資料
- 3 税制改正要望の検討基礎資料
- 4 各種統計調査を効率的に実施するための母集団情報

【調査の流れ】



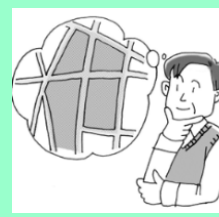
農林水産省



都道府県



市区町村



指導員・
調査員



調査対象
(農林業を行う
個人・組織等)

【法的根拠】

農林業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて実施されます。

【秘密の保護】

国が実施する統計調査については、統計法 第41条（守秘義務）において「業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない」とされており、違反に対する罰則も含め適正な管理が規定されています。

農林業センサス農林業経営体調査の趣旨をご理解の上、
調査にご協力いただきますよう
よろしくお願いいたします。

